

平成25年3月第18回互理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成25年3月7日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（15名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 11番 四宮規彦

12番 高野進 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（2名）

10番 渡邊健一 13番 熊澤勇

○ 出席議員（15名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（2名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理 専門官	山 中 松 樹	用地対策課長	佐々木人見
税務課長	佐 藤 邦 彦	町民生活課長	鈴木邦彦
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援課長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木利久	農林水産課長 農業委員会 事務局長	東 常 太 郎
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市	都市建設課長	日 下 初 夫
会計管理者 兼会計課長	高 橋 伸 幸	上下水道課長	作 間 行 雄
学務課長	齋 藤 良 一	教育課長	岩 城 敏 夫
代表監査 委 員	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	鈴木久子
	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第48号 平成25年度亶理町一般会計予算
- 日程第 3 議案第49号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第50号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 5 議案第51号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第52号 平成25年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第53号 平成25年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第54号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計予算
- 日程第 9 議案第55号 平成25年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第56号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計
算
- 日程第11 議案第57号 平成25年度亶理町水道事業会計予算

(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長(安細隆之君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、10番渡邊健一議員、13番熊澤 勇議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(安細隆之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 鈴木洋子議員、2番 高野孝一議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 48 号 平成 25 年度亙理町一般会計予算から

日程第 11 議案第 57 号 平成 25 年度亙理町水道事業会計予算まで

(以上 10 件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第 2、議案第 48 号 平成 25 年度亙理町一般会計予算から日程第 11、議案第 57 号 平成 25 年度亙理町水道事業会計予算までの以上 10 件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 48 号 平成 25 年度亙理町一般会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第 48 号 平成 25 年度亙理町一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページになります。

平成 25 年度亙理町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 566 億 4,000 万円と定めるものでございます。

なお、前年度と比較しまして、額で 40 億 7,500 万円の減、率にいたしまして 6.7% の減となっております。

第 2 条、債務負担行為。

地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方債。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、一時借入金。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20

億円と定めるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページ第2表、債務負担行為でございます。事項、中小企業振興資金損失補償料から、一番下になります災害公営住宅駐車場整備工事までのここに記載がございます10事業につきまして限度額を定め、それぞれの期間まで事業を行っていくものでございます。

続きまして、第3表、地方債でございます。起債の目的と限度額でございますが、臨時財政対策債6億400万円、漁港修築事業債1,280万円、災害公営住宅整備事業債11億6,430万円、消防施設整備事業債350万円が、それぞれの限度額でございますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第49号 平成25年度互理町国民健康保険特別会計予算について、健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第49号 平成25年度互理町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成25年度互理町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億3,191万4,000円と定めます。

これにつきましては、前年度対比で0.3%増でございます。額としましては1,358万8,000円の増となっております。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第50号 平成25年度互理町奨学資金貸付特別会計予算について、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第50号の平成25年度互理町奨学資金貸付特別会

計予算についてご説明を申し上げます。

平成25年度亙理町の奨学資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,044万5,000円と定めるものとございます。

なお、前年度対比では、額にして39万8,000円の増で、率では約4%の増となっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 次に、議案第51号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第51号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成25年度亙理町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億9,005万8,000円と定める。

前年度対比で1億7,856万4,000円の増で、率にして11.1%の増となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

次に、16ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

事項、平成25年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。期間は、平成26年度から平成28年度まで。限度額は17万円。

次に、平成25年度水洗便所改造資金融資あっせんに係る損失補てん。期間は、平成26年度から平成28年度まで。限度額は300万円でございます。

第3表、地方債。

起債の目的並びに限度額。公共下水道事業債2億4,390万円、流域下水道事業債1,140万円、公共下水道資本費平準化債2億3,400万円、流域下水道資本費平準化債1,800万円、計5億730万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第52号 平成25年度亘理町土地取得特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第52号 平成25年度亘理町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度亘理町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ512万7,000円と定めるものでございます。

なお、対前年で額にしまして1万8,000円の増、率で0.4%の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第53号 平成25年度亘理町介護保険特別会計予算について、福祉課長の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第53号 平成25年度亘理町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度亘理町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億7,280万7,000円と定めるもので

ございます。

前年度対比で11%の増、額にしまして2億4,478万5,000円の増になっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第54号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、わたり温泉鳥の海所長の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 議案第54号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計予算についてご説明いたします。

平成25年度互理町のわたり温泉鳥の海特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,925万9,000円と定めるものがございます。

なお、前年度と比較しまして、額で3,665万4,000円の減、率にいたしまして9.8%の減となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第55号 平成25年度互理町後期高齢者医療特別会計予算について、健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第55号 平成25年度互理町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成25年度互理町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,902万円と定めるものがございます。

前年度対比2.7%減でございまして、額といたしましては802万8,000円の減となっております。

以上、説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第56号 平成25年度互理町工業用地等造成事業特別会

計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第56号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度亘理町の工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億719万1,000円と定めるものとでございます。

対前年で、額にしまして601万7,000円の減、率にいたしまして5.3%の減となっております。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めるものとでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、お手元に配付してございます別つづりでございますけれども、平成25年度亘理町水道事業会計予算書、こちらのほうの1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、総則。

平成25年度亘理町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数、1万1,100戸。

前年対比で100戸の増で、率にいたしまして0.9%の増を見込んでおります。

2号、年間総給水量、356万3,000立方メートル。

前年度対比で5万9,000立方メートルの増で、率にいたしまして1.7%の増を見込んでございます。

3号、一日平均給水量、9,762立方メートル。

前年対比で162立方メートルの増、率にいたしまして1.7%の増を見込んでおります。

4号、主要な建設改良事業、町道野地流線配水管布設工事外、事業費予定額1億800万円。

前年比で8,300万円の減で、率にいたしまして43.5%の減となっております。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款事業収益8億3,255万6,000円。前年対比で1億451万円の増。率にいたしまして14.4%の増となっております。

支出。第1款事業費8億972万4,000円。前年対比で416万4,000円の増、率にいたしまして0.5%の増となっております。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,502万3,000円は、当年度分・過年度分損益勘定留保資金1億9,502万3,000円で補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入8,776万1,000円。前年対比で8,014万円の減、率にいたしまして47.7%の減となっております。

支出。第1款資本的支出2億8,278万4,000円。前年対比で8,468万5,000円の減、率にいたしまして23%の減となっております。

次のページをお開き願います。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的と限度額、亘理町水道第4次拡張事業ゼロ、亘理町水道配水管整備事業7,000万円、計7,000万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で一括議題に係る提案理由の説明が終わりました。

これより総括質疑に入ります。

町長の平成25年度施政方針及び議案第48号から議案第57号までの当初予算について質疑を許します。

通告者は順次発言を許します。16番鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番 鞠子幸則です。

私は、大震災の復興に取り組む基本姿勢について、総括質疑を行います。

東日本大震災の復興に取り組む基本姿勢について伺います。

町長は、施政方針で、平成25年度は「本格的な復興への取り組みを推進していく重要な年になります。」と述べています。そこで、大震災の復興に取り組む基本姿勢として、次の3点を堅持してはどうか。

1つ目は、生活となりわい。なりわいは、農業や商業や漁業であります。なりわいの再建に必要な公的支援を行うことを基本原則に据えることでもあります。例えば、個人財産の形成につながるという公的支援を行わない、こういうことはしないということでもあります。例えば、復興交付金などは使途が制限されていて、個人財産の形成には使われないという原則になっております。

2点目、すべての被災者を上記の支援の対象とすることでもあります。例えば、上から線引きをして、支援に格差をつけることはしないということでもあります。例えば、危険区域の有無によって支援の格差がある、こういうことは解消するということでもあります。

3点目、生活となりわいの再建を最後まで支援し、被災者とともに歩む姿勢を明確にするということでもあります。例えば、支援の期限切れ、被災者の医療や介護の減免の期限を決めて打ち切るということはしないと、こういう3つの原則を堅持して復興の基本姿勢として堅持すべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、鞠子議員のご質問に回答いたします。

なお、質問3点ほどございますけれども、すべて関連がありますので一括で回答させていただきたいと思います。

町長の施政方針の冒頭でも申し上げておりますとおり、平成25年度の町の最優先課題は、東日本大震災によります被災しました町民の皆様の一日も早い生活の再建、それから町の復旧・復興であるというふうに考えてございます。東日本大震災発生後、当然のことながら被災者に対しましての公的支援は継続して実施してまいりました。なお、今後につきましても、基本的な考え方につきましては、変更はございません。引き続き行っていきたいというふうに考えております。このことにつきましては、町長からもそのようなことと指示を受けているところでございます。

しかしながら、どのような公的支援を行うにしましても、事業の実施につきましては必ず予算が伴うものでございます。そのようなことから、今後考えられます支援に係るそれぞれの事案に対しましては、実施が可能なのか、そして対象者の範囲、支援の程度、期間はどのようにするかなど財源等も含めまして、その都度検討してまいりたいと思います。

さらに、実施につきまして大規模な予算が伴うというようにもございまして、引き続き国へ支援につきまして要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で回答とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1回、確かめて質問しますけれども、この3つの基本姿勢は今後とも堅持するというふうに理解してよろしいですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 考え方についてはそのようにしたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり予算が伴うというふうなこともございますから、すべてやるというふうなのは難しい場合もございますけれども、考え方としてはそのようにしていきたいというふうな考えでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は、さまざまな事案によって対応の仕方はいろいろあると思

ますけれども、この3つの基本姿勢は堅持するという企画財政課長の認識は、町長の承認を得てそういう答弁をされたというふうに理解して、この3つの基本姿勢を堅持して震災の復興に取り組む、そして町長が常日ごろいっている住民主役のまちづくり、これを堅持すれば、今まで経験したことのないさまざまな課題が、今後発生すると思うんです。ただ、この基本姿勢と住民が主役のまちづくりということを堅持すれば、克服できると思うんですね。

例えば、いちご団地についてもさまざまな問題がありました。第1次復興交付金が来なかったりですね、ありましたけれども、いよいよ造成が終わって、いちご団地のハウスが建設されて、そして8月以降定植ができるというところまで進んできているわけですね。ですから、この基本姿勢と住民が主役のまちづくりということを堅持すれば、そして町民全体で職員の皆さんと一緒に頑張れば、課題克服されると思います。町長、そういう認識で進めるつもりってありますか。町長、1回答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま企画財政課長から申されたとおりでございまして、やはりこのいろいろの事業を展開する場合においても、それぞれの事業があるわけでございます。そういう中で、国の財政負担が100%であればいいんですけれども、事業によっては100%でない事業もあるわけでございます。そういう中で、この震災そのものについては復旧・復興には全力を挙げて取り組みますけれども、やはり後年度におきます、将来にわたる町の財政を考えながら対応していかなければならないと思っておるところでございます。

16番（鞠子幸則君） 終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、8番 鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8 番（鈴木高行君） おはようございます。8番 鈴木高行です。

私は、総括で3点ほど質問させていただきます。

初めに、栄養教諭の配置についてということで、栄養教諭による食育指導は今から約10年ぐらい前からこの制度ができていると思います。近年は、給食の安全

対策や食物アレルギー児童対応など、学校の食に関することが社会問題になって
いますことから、本町においても専任の栄養教諭を配置して児童生徒の食育指導
に当たる必要があるのではないかと考えておりますので、教育長の答弁よろしくお
願いします。

2点目ですけれども、2点目は私道の整備事業の推進について。

平成25年度の予算において道路の維持管理費には5,600万円ほど、道路の新設改
良には1億3,300万円、合わせて約1億9,000万円ほどの予算を計上されているよ
うです。

私道の整備という、この私道の団地開発は昭和50年ごろ、拡幅ミニ開発とい
うようなことで、スプロール化現象で田んぼが2反3反1反というような形で開
発されていった団地が数多くあります。これらの開発された団地は、民間による
もので、その当時だったらそこに入っている道路、都市計画では4メートルの
道路で幅員をとらせたんでしょうけれども、それに側溝ですね。中の道路は未舗
装で、側溝については20センチ幅ぐらいの道路が整備されていたと思います。そ
れで、その道路はその団地内の居住者の持ち分登記で処理されていた。なぜか、
開発協定の中では、町に帰属されなかったとそういう経緯が以前にあったと思い
ます。

それもずっと経過して、現在もその道路は公衆用道路。課税はされておりませ
ん、公衆用道路として位置づけられておりますから。しかし、所有区分が持ち分
登記になっておるもんですから、整備等については公のお金が入らない。ただ、
町の制度のほうは、要綱で私道整備要綱というのがありまして、多分私の記憶で
は上限が250万円、連檐家屋が4軒以上あるところについては、申請すれば町と一
緒に事業をやって整備しようというような要綱、私道の整備要綱だと思います。
これらについても、今の段階になってみれば昭和50年から何年経過しているか
と。相当な年数がたって、その当時は40代の方々が入っていますけれども、今は
70過ぎて夫婦2人とか年寄り1人のような状況で、道路の整備、砂利敷きにした
って出て来られないと。そういうことで、でこぼこ道路になって、たまにグレー
ダーも入れないところもあります。そういうところで未整備になっております。

今回の震災で、水をかぶって側溝も壊れたり、道路が流されたり、砂利がです

ね。そういう未整備のところが多々あります。この際、やっぱり町のこの私道整備要綱等を拡大解釈して、このままいったらいずれ、将来にわたってもそのまま続きます。そういうものを弾力的に応用して、やっぱりこの方々も固定資産税をお支払いしている方々です。都市計画税もお支払いしている方々です。そういうところにも目が届くような道路行政をやるためにも、その私道整備事業というのをもう一度見直しして、そういう困っている方々のところにも快適な町、過ごしやすい町をつくるように解釈したほうの要項の改正をやってはどうかということが、2点目でございます。

3点目は、緊急雇用創出事業として、予算説明書の53ページに労働費県補助金に22事業で約3億3,800万円ほど計上されていますが、この補助事業及び補助団体の選定基準について、まず伺います。

そして、その中の項目の地域資源活用事業というところに約5,000万円、そしてストロベリーファーム構築事業について4,000万円ほど大きな金がついております。このような22事業を県のほうに補助申請したんだろーと思えますけれども、補助事業を選定する場合の基準、どのような団体が優先的にこういうような補助事業の恩恵を受けられるのか。そういう選定基準と、今の地域資源活用事業とストロベリー事業の内容について伺います。

以上3点、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、1点目の栄養教諭の配置ということでご回答を申し上げます。

この制度は、平成17年4月1日からということで、栄養教諭の制度というものが創設されたわけでございます。ご案内のとおり、学校の究極の目標は知育・徳育・体育のバランスのとれた、いわゆる生きる力を備えた児童生徒の育成にあるわけでございます。それと同時に、児童生徒の健康保持あるいは増進に欠かすことのできない食事内容の質あるいは摂取等こういうものが見直されまして、先ほど言いましたように平成17年4月1日から栄養教諭制度というものが設けられたわけでございます。そういうふうなことで、食の安全等を含めた食育の重要性が叫ばれておりまして、現在学校では知育、徳育、体育、いわゆる三育のほかに食

育を含めた四育というものを重要視して、それに視点を当てて教育活動を展開しております。

したがいまして、食の指導や安全対策等に対して専門家である栄養教諭の役割というものは、非常に大きいわけであります。そして、またその指導力には現場としては期待しておるわけであります。

この制度、宮城県ではたしか平成20年度あたりから配置されているわけですが、今まで亘理町内の学校に栄養教諭は在籍しておりませんでした。来年度には、ぜひいろいろな食の安全・安心、あるいは放射能の問題もあるわけですので、ぜひ配置してほしいというふうなことを何回も県教委にお願いして、現在配置の方向で県教委と最終的な調整を行っている。恐らく配置されるんではないかなと私は期待しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、私道整備についてお答えを申し上げます。

私道に対しましての補助金交付については、平成12年告示第12号にて亘理町私道等整備補助金交付要綱を定めてございます。内容につきましては、私道等を舗装または私道等に付随する排水施設を新たに設置もしくは改築する場合には、私道の幅員、延長、居住戸数等の基準を満たしたときは、予算の範囲内において補助金を交付するとこのような内容でございます。

今回の震災によって、補助金交付要綱を見直し町道にしてはどうかとの質疑でございますが、町道認定は難しいので、要綱に定めている補助基準、内容は延長とか住居戸数等の基準を緩和して、震災対応のために期限を設けて見直しを図ってまいりたいとこのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） それでは、3点目、緊急雇用創出事業の対応事業選定についてお答えいたします。

まず初めに、平成25年度緊急雇用創出事業につきましては、平成24年度に実施された事業の継続のみが認められるものでありますことを申し上げさせていただきます。事業の実施方法については、直接町が実施する事業と民間企業等へ委託し実施する事業があります。ご質問は、町が委託し実施する事業と理解してお答

えいたします。

まず、実施に当たりましては、事業区分が介護、福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業、治安防災、教育文化などの業種に限定されており、建設土木業等は含まれておりません。町といたしましては、介護産業部門及び被災者支援等の業種を重点分野と位置づけまして、仕事をしながら技術資格が取得できるプログラムや、また地域資源活用事業といたしましては、被災者支援のための情報発進など民間企業等から提案された計画を協議を重ね、県の指導のもと事業計画を申請し、県に認められた事業のみ民間事業者等へ委託し、町に変わりました町内失業者の雇用の創出を図っていただいております。

今年度ですが、先ほど申し上げましたが、平成25年度は継続事業が前提となりますが、今後も被災求職者の雇用創出につながるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 続きまして、いちごファームの造成事業の内容についてお答えいたします。

いちごファームは、園芸療法としてひきこもり対策で活用する施設でもありますが、本来は隣接するいちご団地の生産モデル施設として整備するものであり、農業関係機関と連携しながら新しい生産方式、生産技術、新品種の導入を実践し、新技術等の普及に向けた研修を行い、永続的に担い手の育成を図るものでございます。

また、いちごファームは、雇用機会を創出できる施設としても利用を考えております。いちご生産については、労働力確保が大変重要であります。震災後にいちごの生産技術はあるものの、さまざまな理由で労働力確保ができず、いちご生産を断念された方が多々おられると思います。生産技術はあるものの経営を断念された方に就労機会を与えると同時に、試験栽培や新技術等の実践、将来的には新規就農者への技術の伝承の場として活用できる施設と考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） （「地域資源の分は、誰が答えるんですか」の声あり）商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 地域資源活用事業の内容でございますが、地域資源を生かしました加工品づくり、直売所、地域間交流の場をつくり上げるため、地域資源仕事おこし講座、加工技術研修会等を開催し、食をテーマとした多世代との交流、技術伝承、地域交流などのコミュニティーづくりを図り、生きがいや働く場を創出する事業でございます。（「予算計上しているんだから、具体的にどこに委託するとかって内容で説明して」の声あり）

企業組合労協センター事業団東北事業本部が委託先になっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 1点、栄養教諭についてもう1回質問します。

教育長さんの答弁からすれば、何かこう明るいような気がします。まだ、人事のことだから3月の発表までは伏せておくのが当然だと思いますけれども、見通しがいいのかなど。そうした場合、その栄養教諭をどのように活用するかということになるんですけれども、学校の中ですね。教育長の指導も重要なことになると思いますし、学校側で、多分1人の栄養教諭だから10校を全部回ってどのような栄養指導をしていくのか。その辺の具体的な案も、多分教育長の頭の中には入っていると思います。

そのようなことからすれば、食育というのは学校の教室内で子供たちに教えるばかりでなくて、うちに帰って、「きょう、こういうことを教えてもらった、お母さん」と。これからも、こういう栄養内容のバランスのとれた食事とかいろいろ浸透するのが、今後多々あると思います。それらについての今後の教育長の抱負というか、栄養教諭に対する期待度というか、その辺についてもう1回答をお願いします。

まだ、続きます。

あとは、この私道道路の回答では、あくまでも公衆用道路であって町道ではないと、引き受けられないというようなことで、それはそれでいろいろな持ち分で民間の企業がつくった道路なんで。ただ、地域の方々が知っていることは、今回の震災で、昔の細い側溝なもんで流れの勾配もとれない、道路の砂利を敷くことも困難だと。そういうことになれば、上限が250万円だと思ったな、私道の整備

金。その金も捻出できない。捻出もできないとなれば、やっぱりそれなりの手当てをしていくのが、今後の、地域の中に住んでいる方々に我々の行政サービスとしてやるべきことなのかな、と思っております。

できなければ、やっぱり昔の舗装されているところだって3センチぐらいのところではたがたになっているところもあるし、やはり町長の言っている安心・安全、そういうものを捉えれば、そういう公衆用の道路であっても、できないところについては町が手を差し伸べてやって、快適で自転車で転ばないような道路を最低限でもつくってやったらいいかなと私は思います。それについても、ひとつ答弁してくださいね。

あと、緊急雇用事業ですけれども、この事業の選定基準というのは、先ほどは答弁なかったな。平成24年度からの継続だというけれども、平成24年度以前からにしても、今回新しい事業を入れるにしても、どのような事業が取り入れられるのか、その基準。NPOでもいいし、どういう団体かわからん。今、農協とか何かという話が出てきたようですけれども、誰が起こした事業にじゃあこの補助金をつける、その選定基準というのはあるのかないのかと。

あともう1つ。私、この前も二、三回招待されて行ってきたんですけれども、亘理いちごっこというNPO法人がありますね。町の広報紙にも、今回4点ほど事業について皆さんにお知らせしているようです。この法人は、前回の「あたらしいまち・くらしづくり活動賞」で、総理大臣表彰にはならなかったけれども、総務大臣表彰を受けて、この前お披露目があったんですね。そこで働く方々の内容、私もきのう、おとといもそこでお昼を食べてきましたけれども、仮設住宅から通っている方々、おばちゃん。あとは、相談に乗っているのも仮設住宅から来ているおばちゃんたち。そういう被災者の方々が、ここで働いているんです、わずかな金で。時給100円とか200円ぐらいだと。やっともらえるようになったと。町からのそういう金はあるんですかと。ありません、そういう話なんです。

ここの代表の方は、もうちょっといろいろな仕事を広げて亘理町の福祉の核になりたいような、法人としてもうちょっと、認証でなくて認定のNPO法人を取りたいと、そういう希望を持っているそうです。それには、建物等もいろいろ含めると事業計画費が約5,000万円だと。5,000万円で、この建物ができて立派な町の

そういう支援の活動の核となれるのであれば、亘理町だって応分の助成金を出すほうがいいのかなど。地域資源に5,000万円をぽんと出すという新しい事業が出てきたけれども、もうちょっと目を広げて、そういう活動をやっているところもあるということ。見えただけではだめだと思いますね。そういうところに、ちょっと目を向けていただきたいなと思います。どうぞ答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、栄養教諭が仮に配置された場合というふうなことでありますが、先ほども言いましたように食の安全、食育というものが非常に重要視されてきていると。特に、朝御飯を抜いてくる子供も見られるわけでありまして、現実にですね。町内にもあります。そういうふうなことで、県でも提唱している「はやね・はやおき・あさごはん」、こういうふうなことも一体的にあわせて、栄養教諭というのは体育、保健の指導、あるいは食事だけじゃなくてやっぱり…。体育っていうんですかね、そういうふうなこともかかわってまいりますので、全体計画みたいなものも作成していただきながら、町内の小中学校10校の児童生徒の健全育成に、あるいは健康保持、増進というか、そういうような面で非常に重要な役割を果たすと。

心のケアをするスクールカウンセラーというのがあるわけで、栄養教諭は、食のカウンセラーというふうなことで役割を担っていただきたいなというふうに思っております。もちろん、学校への訪問に栄養職員と一緒に連携をとりながら、あるいは養護教諭と連携をとりながら、子供たちの食事、食育というものに対して十分に指導を発揮していただければなというふうに今のところは考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 私道等の整備といいますか補修といいますか、現在のこの要綱では5つの条件、基準といいますか、あるわけですね。幅員がおおむね4メートル以上、そして延長がおおむね30メートル以上、そして私道の一端が公道に接している、そしてその私道等がおおむね5戸以上居住し、かつ3戸以上が持ち家と。そして、5年以上の私道とこのようになっているわけでございまして、それらの条件、基準をクリアすれば経費の2分の1で300万円と。これが、今現在の

要綱です。

先ほど回答申し上げましたとおり、今回は震災でございますので、やはりこれらの基準を緩和しまして、期限を設けまして一部改正したいとこのように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、この緊急雇用創出事業の基準、選定の質問にお答えさせていただきたいと思います。

選定基準は、先ほど冒頭にもお話したように、平成25年度につきましては平成24年度に選定された緊急雇用のみということでございますので、平成24年当時、私が担当していましたので、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず、この選定基準になる緊急雇用につきましては、直接町が実施する事業と民間企業へ委託する、2つの事業に分けられます。その中で出てくるのが、どういう分野なのかと。先ほども冒頭にありましたけれども、介護とか福祉、子育て、医療、産業振興、そういうもろもろの分野があります。課長さんたちが集まって、その分野につきまして、町でやる事業はどのような事業があるのかということをもまず課長さんたちに選定していただきまして、それを創出したと。その中で、民間企業に委託するというような事業につきましては、福祉分野につきましてはデイサービスとかいろいろありましたので、福祉課のほうからいろいろとエントリーをもらいまして、その介護施設のほうに電話を差し上げて、こういう事業があるんですがいかがでしょうかと。あと、ふれあい市場さんとか農協さんとか、そういう企業のほうには事業創出をして、集まったものを再度課長会議のほうで協議をしまして、県のほうに申請してやったと。

ということは、町のほうにくる事業は、無作為にいろいろ、金が青天井なりに来るわけではございません。総枠で何千万円という中で来ますので、その中でいろいろと選定をしながらエントリーしたというようなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） いちごっこさんの件でございますけれども、以前、商工観光課のほうにも見えられたことがあるそうでございます。前年度ですから平成23

年度になるかと思えますけれども、そのときに県のほうと協議いたしまして、なかなかなじめない事業じゃないかというふうな県からの回答をいただいております。それで、当時の担当者が直接いちごっさんのほうに出向いて、ほかの事業で対応できないかというふうなことでほかの事業を紹介しており、「宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の採用を決定されております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 栄養教諭については、おおむね理解できました。確かに、教育目標である知・徳・体というようなことを進める上で食というのは欠かせないと思います。それを踏まえて、有効に栄養教諭を活用して、子供たちを成長させていきたいと思っております。

ちょっと町長さんに聞きたいんですけども、今の私道、都市建設課長は要綱の縛りがあっていろいろ手をかけられない部分もあると言いますが、実際このような状況になった場合、30戸40戸の開発の団地の場合、昔から、50年代のですね。25メートルの道路延長ということにはまず該当しない、幅員は4メートルあってもですね。そうすると、そこには私道道路の要綱では入っていけないことが出てきます。団地だから、ぐるっと道路は回っていますよね。そういうところがやられて、大変でこぼこの道路になっていたり、それが長年懸案になっているので、もうちょっと柔軟な姿勢で、そういう方々のところにも少し手を差し伸べていただきたい姿勢をお願いしたいんですけども、ひとつ。

議長（安細隆之君） 町長。（「1問だけ町長にお願いしたい」の声あり）

町長（齋藤邦男君） 私道の件でございますけれども、先ほど都市建設課長も申された基準で現在も進めておるわけでございますけれども、今回の津波被災によりますこの私道部分についても、随分傷んでいるということも十分承知しております。そういう中で、先ほどの延長の問題、戸数の問題等については、今後企画調整会議で検討させるということにいたしております。その基準については、限度額は300万円か、あるいは延長、戸数の問題、5戸なんですけれども、現在、3戸にしていいのか、その辺については企画調整会議。

あと、一番最初の町道については、これはご案内のとおり道路法とか消防法の

適用がございますので、町道認定はできないということでございます。そういうことで緩和措置をして、その場合についてもやはり本人たちの申請が伴いますので、これについても期限を何年間にするかということも含めて検討してまいりたいと思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 緊急雇用のことも質問しますが、今、前に申請があつて、亘理いちごっこの件ですけれども、県と協議の結果、沿わない。今、やっている事業は、これは災害からの支援事業が主であつて、そこで働いている方が被害者だと。何かその辺の内容からして、県と協議した結果がそのような状況になったということ自体が、何を協議したのかということなんですね。一番大切なことをやっているんじゃないですか、これ、亘理町の災害支援で。そして、被災者もそこに行って楽しいっていつているの、ここに来ると癒されるんですよ。おまかないつくって楽しいんです、来ているお年寄りと話するのが楽しいんです。

ましてや、亘理町から他町に避難している方々のところに行って、「お話し聞き隊」といつて聞きながら被災者を慰めている仕事、子供たちの寺子屋をやっている仕事、こういうところに手を差し伸べないで、ここの事業にそぐわないということは、私は考えられないんですけれども。亘理町単独でも、こういうことは手を出すべきだと思う。

どういう担当者がそう答えたのかわからないけれども、やっていること自体は違うでしょう、これ。福祉支援よりも、もっともっと立派なことをやっているんじゃないですか、ここは。それに応えられない行政というのはどういうことなのかと私は考えますけれども、その辺もう1回答弁してください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、先ほどのいちごっこ、私が担当したときに来ました。その当時は、食事の提供をする方々の手伝いなどのお金を捻出していただけないかというような話を聞いております。その中で、いろいろとその分野の中で雇用創出に当たるのか、県のほうにお聞きしました。ただ、食事の提供となるといろいろと問題があるということで、違う補助金をもらえるような形でご説明した経緯があります。以上でございます。（「わかりました。ただ、今後の対応

を考えてください」の声あり)

議長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号から議案第57号までの10件については、本町議会の先例により、議長を除く16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第57号までの10件については、議長を除く16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

次に、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についてお諮りいたします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、さきの議会運営委員会並びに全員協議会で協議し了承された委員を選任したいと思っております。

委員長に熊田芳子委員、副委員長に佐藤正司委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員長に熊田芳子委員、副委員長に佐藤正司委員を選任することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第48号から議案第57号までの10件については、会議規則第45条の規定により、3月14日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第57号までの10件については、3月14日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

明日3月8日からは予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時02分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 洋 子

署 名 議 員 高 野 孝 一